

# 議会だより

発行・編集 東成瀬村議会  
 事務 電話 2332番  
 印刷 増田印刷所



清き成瀬の溪流は  
濁りに染まぬ鑑なり

迎春

のぞき橋より上流を臨む

## 年頭のごあいさつ

東成瀬村議会

議長 伊藤 誠也



明けましておめでとうござい  
 す。輝かしい昭和五十六年の新春を  
 迎え、皆さまのご健勝とご多幸を  
 お祈り申し上げます。  
 さて、昨五十五年、八十年代は地  
 方の時代として、その第一年目を  
 日当りの少なかつた地方に開発と  
 発展のあるように期待を持って迎  
 えた年でありましたが、国の内外

に多くの話題があり、地方自治体  
 にも厳しい年であったと云えそう  
 です。  
 経済の低迷とあいまって、国の  
 行財政も一段と厳しさを増してお  
 る五十六年となりますが、私達  
 議員一同は「最少の経費で最大の  
 効果」を地方自治のモットーに、  
 皆様の要望に答えるべき懸命に努  
 力して参ります。

議員は公僕として代弁者として  
 行政に皆さんの声を反映させより  
 良い地域作りをするのが与えられ  
 た仕事でありますから、大いに語  
 り意見を述べて下されば幸いであ  
 ります。  
 年頭にあたり、東成瀬村の益々  
 の発展と皆様のご福寿を祈念致し  
 まして、ごあいさついたします。

# 12月 定例議会 から

## 13議案提出 — 1議案撤回

村議会12月定例会は、12月18日招集され、会期を23日までの6日間とし、議案13件、決議1件、報告1件、請願1件、陳情4件を審議し、このうち議案1件を村長撤回、陳情1件を不採択したほかは原案どおり可決、承認及び採択して終わりました。

### 村長施政 (概要)

(概要)

不確定、不透明と言われた八十年度の当初の今年も、はや一カ年を経過しましたが、予想どおり中近東を中心に不気味な緊迫に加えて韓国、中国の政情不安をそのまゝ八十一年に持ち越そうとしています。国内においては総選挙の結果、政情は安定したかに見えたものの政界・官界の清潔さの欠如はあとを絶たず、歳入の不如意から増税や生活に直結する福祉の見直しも叫ばれ、何とはなしに期待と明るさに乏しいトンネルにさしかかったように思いますが、出口のないトンネルはなく、朝のこない夜はないと言われますが、未端自治体としましては明るい明日を期待し、冷静に判断して事に至りたいと思っております。

### 冷害関係

本年の局地型冷害は、標高の高い本村は全村にわたって減収となりましたが、九月定例会席上で財政面からいわゆる救農土本的な村事業は容易でなく、国、県の流れを期待すると申し上げましたが、その後の状況は補正予算に計上しております。

来年度以降、第二次三カ年水田

再編については重大な関心を持っておりましたが誠に厳しいものがあります。県の市町村達成目標割当てはこの二十四日頃と言われておりますが、その結果を分析して対策を立てるべき準備態勢をしております。

転作物物の地域化、定着化は言うは易く実施は至難でありまして日本の農業は勿論、世界の食糧事情を勘案し複雑かつ難題であるのは皆さんもご同感だと思えます。本村としましても衆知を結果しましてこれに対処しなければならぬことを痛感しております。

### 来年度予算関係

本年度の工事関係は、国、県の発注控えも影響されて進捗状態は遅れぎみでしたが、晩秋の天候に恵まれ殆んど完工となっておりま

来年度予算編成に備えて、去る十二月十一日部落長、行政協力員合同会議を開き、既に提出されていた将来五カ年を見通した部落要望事項百件について検討しましたが、国の財政再建の至上方針から事業の実質的な伸びは殆んど望めな

今回提出案件は、報告一件、議案十一件であります。補正は殆んど職員給与改定でございます。かねて懸案の養老関係の助成については、本村の産業の実態を考

え、また、議会の調査報告等助成し農協とも協議しまして予算化致しました。

### 条例を改正 (原案可決)

東成瀬村一般職の職員の給与に関する条例を改正  
職員の手当、通勤手当の増額改正などです。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例を改正  
前記の村一般職の職員の給与に関する条例改正に関連して改正されたものです。

秋田県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更  
秋田県市町村交通災害共済組合規約の一部を変更  
この規約は、鳥海村が鳥海町になつたことにより、規約の字句を変更したものです。

皆様のご発展を  
お祈り申し上げます  
村議会議員一同

### 謹賀新年

### 冷害者に対する村税減免条例を撤回

昭和五十五年発生  
の冷害による被害者に対する村税の減免に関する条例  
村長撤回

この条例は、五十五年中の水稲収穫の減収額(農業共済金も入れた後の減収額)が、平年の収穫額の十分の三以上である者に対し一定の基準により村民税、国保

### 意見書を可決

公立義務教育諸学校教職員  
定数の過疎県に対する経過措置「最低保障制」の確保  
に関する意見書の提出(原案可決)

この議案は、議員提案のもので左記の意見書を内閣総理大臣大蔵大臣、文部大臣に提出することにしたものです。

### 意見書

教育に対する国民の期待が一段と高まりつつある現在、教育条件を整備、拡充し、教育水準

# 請 願 情 陳

## しんぎ



教職員定数の最低保障率(九十八・五%) 存続に関する請願  
請願者―秋田県教職員組合  
東成瀬地区執行委員長

紹介議員 後藤 永治  
佐藤 永治  
①五十六年度教職員定数が激減しないよう、経過措置を講じ、引き続き九十八・五%の最低保障を適用すること。  
②へき地、小規模校の教育困難性を改善するため、養護教員、学校事務職員の全校配置を促進すること。―の請願。  
審議の結果 採択と決定

村道迎田線及びガツケ支線舗装、同水路改良に関する陳情  
陳情者―田子内部落長

高橋 清  
この陳情は、五十五年中に実施してほしいとのことであるが、村当局では、迎田線については五十六年度に舗装する計画であることまた、ガツケ支線舗装及び同水路については五十六年度かそれ以降に実施する計画であり、五十五年度中には実施できないとの審議結果で、不採択と決定。

公立義務教育諸学校教職員定数の最低保障制の確保に関する陳情  
陳情者―雄勝校長会々長

今 一 弥  
過疎県に対する教職員定数の緩和措置として、五十六年度も最低保障制を確保するため、関係方面へ意見を上申していただきたい陳情。  
審議の結果 採択と決定

平良部落村中の道路拡幅に関する陳情  
陳情者―平良部落代表  
佐藤 長治郎

県代行路線計画にあつた道路が敷地関係で整備されないままになつてゐるカ所が、大型車通行が不便で、また、冬期除雪も困難な状態であり、現道拡幅してほしい陳情  
審議の結果 採択と決定

東成瀬小学校グラウンド(校庭)整備に関する要望(陳情提)  
陳情者―東成瀬小学校PTA

会長 佐々木 健夫  
校庭の一部が他の用地に当てられたため、狭隘化され拡張するにも東側に進むにつれ国道と学校の間が狭くなり、競技するにも困

たものになつてゐるため、次のことを整備してほしい陳情。  
①現在の校舎東側壁面より二十米現在の幅のまま東側へ拡張する事は難しい。これに付帯して、しかるべき場所を選び駐車場を設置する。

②道路(車道)は、東側に設け、体育館入口まで幅三米の舗装する。  
③グラウンド西側に暗渠及び排水路を設ける。  
④校庭西側、給食センター前にバツケットを設置する。

⑤校門は、東側玄関正面に移動する。付帯して国道側には安全のためフェンスを設置する。  
審議の結果 採択と決定

## 北方領土早期復帰実現に関する決議を可決

十二月定例村議会で、「北方領土早期復帰に関する決議案」が可決されました。  
歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土は、古来わが国固有領土であることは明白な事実であり、その早期復帰の実現は、国民的悲願となっている。  
しかるに戦後35年の今は、いまだ解決の見通しが明らかにされないまゝとなっていることは、はなはだ遺憾である。  
よつて政府においては、本問題解決のため、下記事項等に最大の努力をされるよう強く要望する。

記

1. 国民の世論を背景とした日ソ交渉を展開し、北方領土早期復帰の実現を期すること。
2. 「北方領土の日」を制定し、この日を中心とする全国的な啓発活動の展開を図ること。  
以上決議する。



昭和五十五年十二月  
秋田県雄勝郡東成瀬村議会  
内閣総理大臣 鈴木 善幸殿  
大蔵大臣 渡辺美智雄殿  
文部大臣 田中 竜夫殿

一、児童生徒数の減少がなお続く過疎県に対する教職員定数経過措置である「最低保障制」の存続をはかられたこと。  
二、へき地、小規模校の教育困難性を改善するため、養護教員、学校事務職員の全校配置を促進すること。  
以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見を提出する。

の維持、向上をはかることは極めて重要なことである。  
ことに、過疎県である本県は、教職員定数減の緩和措置として最低保障制の適用を受けて教育水準の維持、向上に努めているところであり、その存続が必要欠くべからず施策と言わなければならぬ。  
ここに、教育条件の整備をはかり一層充実した整備が進められるよう、次のことを要望する。

# 一般質問

十二月定例議会の一般質問は、本会議二日目の二十二日に行われた。今回の通告による質問者は、後藤作議員一名で、①二期減反②国際障害者年③保育所統合④義務教育教科書有償化について質問された。

## 第二期減反の対応策は

間一去年度から始まる第二期強制減反はかつて農家が経験したことのない大幅割当てとなることは明らかで、更に奨励金などの切り下げなどが実施されるならば転作の定着化に大きな支障を与える。一



厳しい状況の水田再編会議

は、転作奨励金では価格保障などの制度的なものも要求する必要があると思うし、国への対応、村としてもどのような方針でいるか伺いたい。

再問一最初の質問で国との関係を一応ふれましたが、村長答弁は国策だからとの考えから一言もふれなかったのが非常に残念である。今、米が余っていることは事実であり、これの処理に色々努力していることは確かである。しかし、それは場当りの基本的な輸入の問題等には全然触れていない。自国の余剰米を外国に輸出しているが、ア

## 国の対策についての考えは

け、団地化し流通機構にのせることが絶対必要と思います。本村の標高の高い立地条件から春の運出し、秋の早出し野菜も必要だと思います。畜産も将来とも欠かせない産業であり、減反を機会に自給飼料確保による飼育費の軽減、堆肥の給与による地力増強、化学肥料購入費削減等、拾い上げると一石何十鳥にもなると思います。本村畜産振興を見なおす時期とも思われ畜産を数年来力をそそいできたゆえんでもあります。

## 義務教育教科書

### 有償に対する考えは

メリカの圧力によって輸出が減少されている。外国ではきが状態にあり日本の余り米をほしがっている国がたくさんある。このような国に対する国の方針等についてどのような考えをもつていか伺いたい。村長一アメリカの圧力とのことですが、しかし、商売というものは片方だけが都合よければよいというものでなく、世界的な流通を考えなければいけないと思います。従って、アメリカは自国の事情もあつたかも知れませんが、一方的な考えをおし進めることもどうかと思います。



間一義務教育教科書無償が、防衛費増額のしわ寄せのため有償という状況は非常に危険と思われる。憲法第二十六条或いは法律にも義務教育教科書の無償がはっきりうたっている。これは、国の段階のことであり、一地方自治体としては無償にすることは容易でないこ

とであると思うが、このような事態を村長として少なくともさけるべきとお考えになつてと思うがその一端を伺いたい。

来年から有償になると確定した訳でないが、防衛費とのかけひきで予断を許さない状況にある。自衛隊そのものは違憲であることが明らかで、断固たる抗議すると共に村独自の対応もせまらなければならない。

村長一教科書の有償、無償論争は今年始まったことでなく、色々な立場、事情、見解などからなので、熱気をおびてゐる訳です。教科書無償については、一部の国会議員の中には、生活水準も上がりに何万円もかけて塾に通わせる時代に、教科書無償の任務は終わったと言つてゐる方もおるようです。また、精神面からか、教科書ぐらゐは親が買って与えるべきだと言つてゐる方もおります。

これに対して、村長の考えを聞くとのことですが、答えるに難しい訳です。ただ、町村長全国大会で二十八項目を決議し要望しておりますが、その中に教科書関係は一つもありません。県の町村会でも取り上げておりません。

このような論争の中で軽々しく結論めいたことを申し上げますが、苦しい財政を運営してゐる小さな村ですが、受益者負担、利用者負担或いは応能負担の考えから、場合によっては所得制限の方向も考慮しなければいけない時があるとも

考えます。即ち、本当に困ったところに多くの光を与えるというのがこれからの考えと思います。

地方自治では、内発性を誘発しなければ発展はあり得ないというふうなことを強調する人もおりますけれども、私の考えはそういう面も教えてもらって話しています。再問一國とのかわりあい、経過について色々申されましたが、原則的には憲法第二十六条が現前とある訳です。憲法第九条と比較してみるならば、自衛隊は憲法違反でないとして自衛隊を増強している。その防衛費のため福祉と教育にいわゆる寄せがくるのが今の状況である。国ではこのような方向でやってくるが、これを許してはならない。村長として、自治体としてどう取り組もうとするのか伺いたいもので、これに対する村長答弁は一般的な姿勢しかとらえない答弁であり、全然論外でないかと思うが、どのようなものでしょうか。村長一教科書関係も、憲法論争をここで申されても私一かいの村長として明確な解答を申し上げることは誠に貧弱でございます。先ほどの大砲と教科書とか防衛費と教科書となれば、論争が余りに高次になると思います。防衛費のしわ寄せが教科書ということではなく、色々な社会状況、日本の立場を考えたながら、一方的でなく、そのようなものは世代の理論として、世論としてでつち上げていく方向にいくのが最大公約数であり、民主

社会ではないかと思っております。憲法に対する考えはこれ以上答弁いたしかねます。

### 保育所を岩井川に統合する話があるが



問一岩井川保育所は、村過疎振興計画によると五十六年度に建設となつておる。しかし、最近、椿川、大柳地区の保育園児をもつた方々を集めて説明会をやつたといひまた、村広報にも説明会を開いたとある。椿川地区から説明会に参加した人々の話を総合すると、保育所を岩井川に統合されるとの考えをもつておるようだ。今は椿川地区に保育所を建設する計画はないが、保育園児をもつ母さん達との話し合いの中だけにおいて保育所を統合するということが果して正しいのか疑問をもつ。これは児童数減を理由とした母親取り込み作戦というような意味でしか受けなかつた母さん達もおるようだ。これはまったく行政側の都合によるもので、その地域から文化施設を奪いその地域の人々の合意のないままでの統合としか受け取れない。これはどのようなことになつて

同いたい。民生課長一國、県では、公立保育所として対応しよう指導しております。村としても田子内保育所を来年度から公立保育所として運営するため現在新築中です。岩井川保育所は過疎振興計画にあるように来年度建設する予定であります。大柳、椿川へき地保育所の児童定足数は二十名で、大柳は数年前から椿川保育所と合同保育となつております。椿川保育所も数年後には定足数を割ることになります。また、現在の村内保育所は非常に狭く、老朽化し雨もろりがございませぬ。それで岩井川、椿川、大柳の保育児童を対象にして、来年度岩井川地区に公立保育所を建て合同保育したい考えです。

二指摘のとおり、零歳から現在通園している児童の保護者を集つていただき五十七年度から岩井川へ公立保育所として開設し合同保育したいと説明しております。その

場では合同保育に対し反対或いは抵抗は聞かれませんでした。ただ通園方法、保育料などの話しが集中しました。

なお、保育料ですが、事務的に考えておりますのは、小・中学校の給食費の関係もありますので、原則的には所得の階層に応じた十九段階に分かれておりますので、できるだけ負担の少ない方法で検討する考えであります。通園方法は、通園バスを考えて保護者には負担にならないようにしたいと思つております。

### 保護者だけへの説明

#### での統合は一方的

再問一零歳から五歳児の保護者対象に話しを進めそこで良いとなつたから合同保育することです。私が、そのようなことでその地域から保育所をなくすということとは重大問題と思う。保育児童はその後々から出てくる訳で、一定の時期には定数を割る場合があるかもしれないが、幼児の場合にはできるだけ地域において保育することが望まれると思う。また、そこから建物をなくすることは、そこにおける環境が変わつてくるとも考えられる。小さなことですが、椿川保育所の場合、保育所から学校までマラソンをやつたら地域の人が出て応援したと、合同保育になればこのような地域、親の愛情がそこにそそがれず、即疎遠にな

### 議会にも

#### 事前に通しておくべき

関連質問一先ほどの問答で、執行部では岩井川、椿川、大柳保育所を統合すると腹が決まつてるようなことですが、その時点の保護者或いは母さん方だけの意見を聞いて保育所をやめる、統合するということはそれでよいのか。保護者は年々変わると、住民の意見をもつと聞くべきでなかつたか。また、統合することは十六人の議員は誰も知らなかつたようです。このようなくともこれでよいのか村長に伺いたい。

村長一合同保育するに当たり、もつと範囲を広げ検討すべきというこどもそのとおりですが、まず当

面の当事者から意見を聞き進めるというやり方でやっている訳です。その後具体的になった時は当然議会とも協議しなければいけないと考えます。これ以前の段階で議会に全然通じないで一方的に進めたということでおしかりということであれば甘んじて受けたいと思いません。

### 国際障害者の対応策は

間一國連総会は八十一年を国際障害者年とすることを採択した。これは、来年から十年間を障害者の権利を全面的に実現するための活動をしようということである。この権利宣言の中で、障害者は戦争及び他の形体の暴力の犠牲であるという事実を思いをいたすならば国際障害者年は世界平和のための諸国民間の継続的で協力的な強調が最適に利用されるものであるという課題を行動計画の一つに定めている。日本の障害者対策は諸外国から数段遅れていることが指摘されているし、これの国内計画は財源的対策が今だなされてないように思う。既に自治体の方には何か通達があるものと思うし村としてはこれをどのように受けとめて対応していくのか伺いたい。民生課長一国際障害者年については、国内でも国際障害者年特別委員会を設置、また、県でも同じような推進態勢を現在検討中と承っております。事業内容は、施設整

備、制度改善などが主体となる訳ですが、それよりも以前に大切なのは障害者というものに対する考え方、意識の向上などの面で大きな意味があると考えておるようである。国際的に来年を障害者年の第一歩として推進する訳で、村としても国、県での事業には積極的に参加する考えです。来年は本村が湯沢市雄勝郡の身体障害者更生協会の体育大会の会場になっておりますので、これには積極的に参加、応援したいと思っております。先ほども申したとおり、障害者の方々だけ或いは協会だけがやるのではなく、一般住民が障害者に対する認識をより一層高めていただきたい。また、障害者であるため家にとじこもるようなことなく、一般社会と同じ社会生活をするような態勢づくりが必要と考えております。従って、社会福祉大会などはたくさん集まるようなことを今後は具体的に検討していきたいと思っております。

### 障害者の問題を

#### どのように汲み上げるか

再聞一来年を国際障害者年にするとの考えのようですが、国際的には十年間と取り決めている。この十年間を計画しやるものか確認したい。

色々な行事があると思うが、障害者の方々などのような問題をかかえているのか、要求をどのよう

にして汲み上げ実現していくか、また、それをとりまく一般的な人々の思想的なものも重視していかなければならないと思う。これらをどのようにしていくのか伺いたい。民生課長一お説のとおり国際障害者年は十年間おし進められるものです。

障害者の方々が持っている悩み

## 各会計補正予算を可決

### 職員給与

#### 四・七％アップ

12月定例村議会に提出された各会計補正予算は、原案どおり承認、または可決されました。村一般会計補正予算では、例年より人事増額補正がなされ、平均改定率4.7％アップで55年4月から適用されました。

とか要望は、五十五年時点で全国的或いは全国的に調査が実施されております。村でも社会福祉協議会の方で福祉利用実態調査を実施しており、それなりの要望が各障害者の方から出ておりますのでこれらを十分反映させる必要があると考えております。

昭和三十五年度村一般会計補正予算(第三号)  
これは、五十五年十月二十一日に村長が専決処分して議会に報告したものを承認したものです。これまでの村一般会計歳入歳出予算額にそれぞれ三百八十五万四千円を追加して、予算総額を十五億九千四百三十七万二千円にしたものです。歳入増では、冷害救済対策林業

昭和三十五年度村一般会計補正予算(第四号)  
前記補正予算歳入歳出にそれぞれ一千九百万六千円を追加して予算総額を十六億一千三百三十七万八千円にしたものです。歳入増の大きなものは、地方交付税増一千八百七十九万三千円。大柳簡水事業負担金(過年度分)四百十四万円などです。

昭和三十五年度村一般会計補正予算(第五号)  
昭和三十五年度村学生寮特別会計補正予算  
補正額 十七万三千円増  
予算額 七百六十八万五千円

昭和三十五年度村農業機械管理特別会計補正予算  
補正額 六十四万八千円増  
予算額 一千二百四十五万一千円

昭和三十五年度村国保特別会計(事業勘定)補正予算  
補正額 七十九万一千円増  
予算額 二億四百八十万一千円

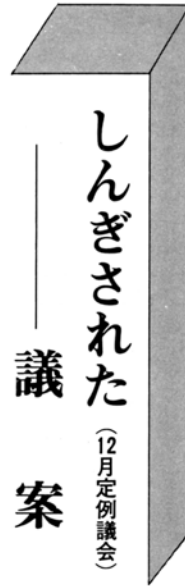
昭和三十五年度村国保特別会計(施設勘定)補正予算  
補正額 七十五万八千円増  
予算額 四千五百五十二万六千円

昭和三十五年度村一般会計補正予算(第五号)  
これは、十二月定例議会に追加

昭和三十五年度村一般会計補正予算(第五号)  
これは、十二月定例議会に追加

昭和三十五年度村一般会計補正予算(第五号)  
これは、十二月定例議会に追加





提案されたものです。  
補正は、天災資金貸付金に対する  
利子補給金と、この貸付金が返  
済されなかった場合、融資機関に  
対し損失補償(債務負担行為)す  
ることを議決したものです。

補正額は、歳入歳出とも一万八  
千円増で、予算総額は十六億一千  
三百三十九万六千円となりました  
歳出は、資金貸付日から十二月  
三十一日までの分の利子補給金一  
万八千円となっています。

- 昭和五十五年東成瀬村一般会  
計補正予算(第三号)について  
(専決処分(原案承認))
- 東成瀬村一般職の職員の給与に  
関する条例の一部を改正する条  
例について (原案可決)
- 特別職の職員で常勤のもの給  
与及び旅費に関する条例の一部  
を改正する条例について (原  
案可決)
- 昭和五十五年発生冷害による  
被害者に対する村税の減免に関  
する条例の制定について (撤  
回)
- 秋田県市町村職員退職手当組合  
規約の一部を変更する規約につ  
いて (原案可決)
- 秋田県市町村交通災害共済組合  
規約の一部を変更する規約につ  
いて (原案可決)
- 昭和五十五年東成瀬村一般会  
計補正予算(第四号)について  
(原案可決)
- 昭和五十五年東成瀬村国民健  
康保険特別会計(事業勘定)補  
正予算(第三号)について (原  
案可決)
- 昭和五十五年東成瀬村国民健  
康保険特別会計(施設勘定)補  
正予算(第二号)について (原  
案可決)
- 昭和五十五年東成瀬村簡易水  
道特別会計補正予算(第二号)  
について (原案可決)
- 昭和五十五年東成瀬村農業用  
機械管理特別会計補正予算(第  
一号)について (原案可決)
- 昭和五十五年東成瀬村十文字  
学生寮特別会計補正予算(第一  
号)について (原案可決)
- 昭和五十五年東成瀬村一般会  
計補正予算(第五号)について  
(原案可決)
- 公立義務教育諸学校教職員定数  
の過疎県に対する経過措置「最  
低保障制」の確保に関する意見  
書の提出について (原案可決)

## 町村議会実態調査から

例年、7月1日現在で全国町村議会実態調査が実施されておりますが、その中の一部を下記のとおり掲  
載してみました。(合計、平均は秋田県60町村のもの)

### 1. 人口、議員定数・任期、議長任期、常任委員会

種別	人口				議員定数・任期				議長任期		常任委員会					
	50年国調 A 人	住民基本台帳人口 B 人	55.7.1 C 人	増減数(減は△印) C-A 人	増減数(減は△印) C-B 人	法定 50 年 定 員 数	現行 定 員 数	減 員 数	現行議員定数内訳 現在 欠員 計 数 人	現行議員 任期満了日 年 月 日	4 年	2 年	設 置 数	名称と 名称 (人)	委員 定数 (人)	委員 任期 年
町村名	3,630	3,558	3,547	△ 83	△ 11	16	14	2	14	58. 4. 29	○		3	総務科 文教社会科 産業建設科		2
東成瀬村	4,132	4,096	4,070	△ 62	△ 26	16	16		16	58. 4. 29	○	4	総務科 教育民生科 産業建設科 建設科		4	
合計 (48町 12村)	591,647 人	606,209 人	605,241 人	増 49町村 16,983 人	増 18町村 1,174 人	1,400 人	1,206 人	194 人	1,196 人	10 人	1,206 人	55年3町村 56年12町村 57年1町村 58年13町村 59年31町村	55町村 5町村	設置数別 44町村 73.3%	一委員会 最高 8人	任期別 4年 24町村 40% 2年 36町村 60%
平均等	9,861 人	10,103 人	10,087 人	減 11町村 2,989 人	減 41町村 2,142 人	23.3 人	20.1 人	該当平均 4.0 人	19.9 人	0.2 人	20.1 人	% %	% %	16町村 26.7%	最低 4人	2年

### 2. 議員報酬等

種別	報酬月額			常任委員長	現行議員 報酬条例 適用年月日	町村長の給料に対する比率			三役等の給料月額			
	議長 円	副議長 円	議員 円			議長 %	副議長 %	議員 %	町村長 円	助役 円	収入役 円	教育長 円
町村名	98,000	90,000	86,000	円	54. 10. 1	25.8	23.7	22.6	380,000	310,000	295,000	252,000
東成瀬村	107,000	95,000	90,000	円	55. 1. 1	27.8	24.7	23.4	385,000	327,000	310,000	276,000
合計 60町村	6,949,000	6,342,000	6,023,500	円	54. 7. 21以降 29町村				25,876,000	19,785,000	18,587,000	17,406,500
平均	115,817	105,700	100,392	円	54. 7. 1以前 31町村	26.9	24.5	23.3	431,267	329,750	309,783	290,108
参 最高	羽後町 135,000円	羽後町 123,000円	南外村 他4町村 115,000円	円	仙北町	31.6%	仙北町 30.3%	仙北町 29.0%	協和町 他3町 470,000円	雄勝町 370,000円	雄勝町 340,000円	羽後町 364,300円
考 最低	小坂町 88,000円	小坂町 80,000円	小坂町 75,000円	円	小坂町	23.2%	小坂町 21.1%	小坂町 19.7%	菅瀬村 他1町 380,000円	上小阿仁村 285,000円	上小阿仁村 265,000円	森吉町 250,000円
標準等	107,233円	98,150円	93,083円	円	仙北町	26.1%	仙北町 23.8%	仙北町 22.6%	411,633円	315,517円	296,150円	275,282円

3. 定例会・臨時会 (54. 1. 1~54. 12. 31) 開催回数・日数

種 別 町村名	定 例 会					臨 時 会					年 間 計					
	条例で定 める回数	本会議 日 数	委員会 日 数	休 会 日 数	計	回 数	本会議 日 数	委員会 日 数	休 会 日 数	計	開 催 日 数		本会議 日 数	委員会 日 数	休 会 日 数	計
											定例会	臨時会				
皆 瀬 村	4 回	9 日	日	3 日	12 日	7 回	7 日	日	日	7 日	4 回	7 回	16 日	日	3 日	19 日
東 成 瀬 村	4	11	1	7	19	4	4			4	4	4	15	1	7	23
合 計 60町村	4 回	793 日	351 日	374 日	1,518 日	60町村 250回	266 日	18 日	11 日	295 日	240 回	60町村 250回	1,059 日	369 日	385 日	1,813 日
平均	60町村	13.2 日	5.9 日	6.2 日	25.3 日	4.2 回	4.4 日	0.3 日	0.2 日	4.9 日	4 回	4.2 回	17.7 日	6.1 日	6.4 日	30.2 日

4. 付 議 事 件

種 別 町村名	提 出 者 別 ・ 種 類 別										提 出 者 別 ・ 議 決 結 果 別										年 間 延件数						
	町村長提出 (法96条関係)					議 員 提 出					町 村 長 提 出					議 員 提 出											
	条例	予算	決算	その他	専決 処分	計	条例	意見書	決議	規 則 その他	計	原案 可決	修正 可決	否決	審議 未了	原案 撤回	翌年へ 継続	計	原案 可決	修正 可決		否決	審議 未了	原案 撤回	翌年へ 継続	計	
皆 瀬 村	19 件	14 件	1 件	16 件	6 件	56 件	6 件	2 件	8 件	55 件	5 件	70 件	5 件	70 件	5 件	70 件	5 件	70 件	5 件	70 件	5 件	70 件	5 件	70 件	8 件	64 件	
東成瀬村	23 件	23 件	6 件	16 件	2 件	70 件	5 件	5 件	5 件	70 件	5 件	70 件	5 件	70 件	5 件	70 件	5 件	70 件	5 件	70 件	5 件	70 件	5 件	70 件	5 件	75 件	
合 計 60町村	60町村 1,182 件	60町村 1,399 件	50町村 285 件	60町村 1,162 件	59町村 248 件	60町村 4,576 件	6町村 6 件	49町村 184 件	10町村 17 件	25町村 104 件	56町村 311 件	60町村 4,554 件	3町村 6 件	4町村 6 件	1町村 1 件	6町村 7 件	2町 2 件	60町村 4,576 件	56町村 309 件	2町 2 件	2町 2 件	56町村 311 件	60町村 4,887 件	56町村 311 件	60町村 4,887 件	8 件	64 件
平均等	24.7 件	23.3 件	4.8 件	19.4 件	4.1 件	76.3 件	0.1 件	3.1 件	0.3 件	1.7 件	5.2 件	99.5 %	0.1 %	0.1 %	0.0 %	0.2 %	0.1 %	100 %	99.4 %	0.6 %	0.6 %	100 %	81.5 %	100 %	81.5 %		

5. 議会活動日数 (54. 1. 1~54. 12. 31)

種 別 町村名	議 長										副 議 長										議 員												
	会期中		閉会中		意見書提出	全委員協議等	調査視察	陳情・要望	公共団体等	その他	計	会期中		閉会中		意見書提出	全委員協議等	調査視察	陳情・要望	公共団体等	その他	計	会期中		閉会中		意見書提出	全委員協議等	調査視察	陳情・要望	公共団体等	その他	計
	本会議	委員会	本会議	委員会								本会議	委員会	本会議	委員会								本会議	委員会	本会議	委員会							
皆 瀬 村	16 日	11 日	11 日	11 日	1 日	11 日	4 日	15 日	31 日	78 日	16 日	11 日	11 日	11 日	1 日	11 日	5 日	11 日	8 日	13 日	43 日	15 日	11 日	11 日	11 日	11 日	1 日	11 日	5 日	11 日	10 日	26 日	
東成瀬村	15 日	1 日	3 日	14 日	11 日	2 日	81 日	29 日	156 日	15 日	6 日	9 日	20 日	15 日	65 日	15 日	1 日	6 日	8 日	15 日	10 日	15 日	10 日	15 日	10 日	15 日	10 日	15 日	10 日	15 日	55 日		
合 計 60町村	987 日	346 日	381 日	18 日	638 日	714 日	215 日	1,999 日	1,191 日	6,489 日	985 日	316 日	249 日	6 日	541 日	413 日	85 日	688 日	469 日	3,752 日	981 日	324 日	215 日	4 日	348 日	385 日	40 日	394 日	287 日	2,978 日			
平均	16.5 日	5.8 日	6.4 日	0.3 日	10.6 日	11.9 日	3.6 日	33.3 日	19.9 日	108.2 日	16.4 日	5.3 日	4.2 日	0.1 日	9.0 日	5.9 日	1.4 日	11.5 日	7.8 日	62.5 日	16.4 日	5.4 日	3.6 日	0.1 日	5.8 日	6.4 日	0.7 日	6.6 日	4.8 日	49.6 日			

- 1 / 13
  - 1 / 9
  - 1 / 6
  - 12 / 26
  - 12 / 23
  - 12 / 22
  - 12 / 21
  - 12 / 20
  - 12 / 19
  - 12 / 18
  - 12 / 6
  - 12 / 3
  - 12 / 2
  - 11 / 26
  - 11 / 25
  - 11 / 19
  - 11 / 14
  - 11 / 11
  - 11 / 7
  - 10 / 29
  - 10 / 28
  - 10 / 23
  - 10 / 17
- 郡議長会  
県議長会  
商工会新年会  
消防出初式  
広域議会  
第八回定例会終了  
記者クラブとの懇談会  
教育を語る集い  
農協懇談会  
東中給食表彰祝賀会  
増田警察署との懇談会  
法務局竣工式(湯沢市)  
京(東京)  
雄勝学生東京寮会議(東京)  
町村議会議長全国大会(東京)  
会(東京)  
広域議会協議会  
全国豪雪地帯町村議長大  
会総会  
鬼首峠改良促進期成同盟  
議会広報研修会  
果視察  
教民委若中体育館音響効果視察  
小畑前知事叙勲パーティ(湯沢市)  
協倉庫竣工式  
協議会、郡議会議長会、農道地区(自衛隊)  
横手・住田線起工式(入臨時議会)

議会日誌から  
(議会側から出席したもの)